

1 中央教育審議会 生涯学習分科会 社会教育の在り方に関する特別部会
2

3 「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）」
4

5 審議事項2に関する意見の整理 (2/17案・修正反映版)
6

7 ~地域コミュニティの基盤を支える社会教育活動の推進方策~
8

9 アウトライン
10

11 I. 本意見の整理の趣旨
12

- 13 1. 審議事項2の位置づけ
14 2. 社会教育活動の推進に向けた基本的認識
15

16 II. 社会教育活動の具体的な推進方策
17

- 18 1. 地域と学校の連携・協働のさらなる推進方策
19 1-1. 連携・協働が不可欠となる現代の教育課題
20 1-2. コミュニティ・スクール（CS）と地域学校協働活動の一体的な推進
21 1-3. 推進のための社会教育人材の役割強化
22

23 2. 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策
24

- 25 2-1. 社会教育施設に求められる多機能化と居場所づくり
26 2-2. 所管の違いを超えた質の向上と連携
27

28 3. 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策
29

- 30 3-1. 青少年体験活動の課題と今後取り組むべき方向性
31 3-2. 青少年体験活動の推進に資する民間活力の活用も含めた青少年教育施設の在り方
32

33 4. 地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策
34

- 35 4-1. 首長部局のコミュニティ施策と社会教育の連携
36 4-2. NPO等の民間団体との協働
37 4-3. 企業・高等教育機関（大学等）との連携
38 4-4. PTA・子ども会等の活動の意義と若者世代・勤労世代・子育て世代への広がり

5. 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策
39

- 40 5-1. 共生社会実現に向けた生涯学習の推進状況
41 5-2. 共生社会に向けた社会教育の役割と推進の視点
42

III. 答申に向けて
43

- 44 1. 今後の社会教育活動推進に不可欠な要素
45 2. 審議事項3. 国・地方公共団体における社会教育推進体制等の在り方」への接続
46

1 I. 本意見の整理の趣旨

2
3 1. 審議事項2の位置づけ

4 本意見の整理は、令和6年6月の「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在
5 り方と推進方策について」の諮問を受け、中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方
6 に関する特別部会（以下「特別部会」という。）において特に審議事項2「社会教育活動の推
7 進方策」に関して集中的に議論された内容を総括し、今後の施策の具体的な方向性を体系的
8 に提示することを目的とするものである。

9 現代社会は、グローバル化、情報化、技術革新が急速に進展する一方で、そして少子
10 高齢化と人口減少に伴う地域コミュニティの希薄化という、かつてない構造的な変動化に直
11 面している。また、地震・風水害・山火事等の自然災害の多発・甚大化や地球温暖化等の自然
12 環境の変化も人々の生活に大きな影響を与えている。このような状況下で、住民一人ひとり
13 が生涯にわたって学び続け、地域課題の解決に主体的に参画し、持続可能な社会を構築して
14 いくための基盤として、社会教育の果たすべき役割は極めて大きい。

15 そここうしたなかで、審議事項2につきましては、諮問で示されたさまざまな社会教育の「活
16 動そのもの」に焦点を当て、その具体的な在り方と、多様な主体との連携による効果的な推
17 進方策について、委員間の議論に基づいて確認された現状認識や課題をとりまとめるとともに
18 にと、総括的な答申の作成に向けて、さらに深めていくべき主な検討の視点を整理したもの
19 である。

20 審議事項2の意見の整理としては、諮問でも示された、地域コミュニティの基盤強化に直
21 結する以下の5つの主要なテーマを包括している。

- 22 • 地域と学校の連携・協働のさらなる推進方策
- 23 • 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策
- 24 • 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策
- 25 • 地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策
- 26 • 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策

27 これらのテーマは、いずれも従来の狭義の社会教育の枠組みを超え、地域コミュニティに
28 おける実践を踏まえつつ、教育・福祉・まちづくり・文化といった多分野にわたる活動の在
29 り方にも関わるものであり、社会教育活動の「現場力」を強化するための5つの領域である
30 とも捉えられる。

31 また、これまでの特別部会における具体的な事例に基づく議論を通じて、社会教育活動は、
32 単なる知識の提供や趣味活動の場に留まらず、地域コミュニティにおける「人づくり・つな
33 がりづくり・地域づくり」の3要素が相互に作用しあう「好循環」を生み出すための核となる
34 営みであるという認識があらためて共有されている。

- 35 • 人づくり：住民の主体的な学びを促し、地域課題に対する当事者意識と、課題解決に必要
36 な資質能力を育む。
- 37 • つながりづくり：多様な価値観を持つ人々が交流し、信頼の関係性と協働のネットワーク
38 を築く。
- 39 • 地域づくり：「人づくり」と「つながりづくり」の成果を地域課題の解決に結びつけ、持
40 続可能な地域コミュニティを創出する。

- | 1 この好循環をより強固なものとするため、社会教育人材の専門性の発揮と活躍活用と、活動
- 2 の裾野を広げるためアプローチが重要となる。

2. 社会教育活動の推進に向けた基本的認識

現代社会において、当初は、特に大都市を中心に地縁や血縁に基づく伝統的な地域コミュニティ機能は弱体化し、それに伴い、地域住民の孤立や社会活動への参画意欲の低下が課題となっている。同時に、少子化に伴う人口の急激な減少が進む中山間地や小規模自治体においても、伝統的な地域コミュニティ機能の脆弱化が課題となっている。一方そこで、人口規模の多少によらず、いずれの地域社会においても、が抱える課題（防災、福祉、子育て、環境問題などの地域課題）は複雑化・困難化している。このような状況下で、社会教育活動は、地域住民が自発的に集い、共通の課題について学び、対話を通じて合意形成を図り、具体的な行動へと繋げるための、開かれたプラットフォームとしての役割を担うことが期待される。

社会教育は、学習と活動を通して、人と人とのつながり、地域を創造していくという「過程（プロセス）」の中に本質性があり、何を学ぶのかという学びのターゲットのみを重視するのではなくよりは、その人と人との学習と活動のサイクルを生み出していくことが重要視されてきている。

また、社会教育は、単なる学習機会の提供ではなく、「民主主義」¹と「住民自治」を醸成し成立させるための社会的基盤であり、ひいては地域全体の住民にとっての「ウェルビーイング（well-being）」の向上に貢献する。本部会のこれまでの議論の中ではも、社会教育活動は、「住民自治」の基盤となる「信頼の関係性」や「人々の共通認識共有意識」を醸成し、「場のウェルビーイング」を充実させるという機能について、他の行政施策に比べて相対的にはない優位性を有することが指摘されている。この優位性を最大限に生かすとともに、他の行政分野との連携を促すことにより、住民の「自己実現」と「社会貢献」を両立させる環境整備（活動設計）が求められる。

さて、多様な地域課題の解決には、教育委員会だけでなく、福祉、産業、まちづくり等を所管する首長部局との連携・協働が不可欠である。しかしながら、一般に、国の各省庁の政策や予算が所管に基づいて個別的に執行される傾向にあるように、地方行政においても、教育行政と一般行政の間には「縦割り」の壁が存在し、地域課題に総合的に対応しきれていない現状があると言える。そこで、社会教育の推進にあたっては、この行政分野相互の垣根を越えて総合的な課題解決をはかるためにも、地方自治体としての一体的な施策の「基礎」として「社会教育」を位置づけ、共通の目標をもって人づくりや活動づくりを推進することが有用である求められる。

さらに、多様化する社会教育活動を効果的に推進するためには、その中核を担う専門人材、すなわち社会教育主事・社会教育士をはじめとする社会教育人材の役割と活躍が極めて重要なとなる。社会教育人材は、活動を企画・運営する専門性に加え、多様な主体間のネットワークづくりを駆使し、学びをコーディネートする能力を有する。一方で、多くの地方自治体ではこうした人材の不足が課題として挙げられており、この社会教育人材を確保・育成し、その専門性を教育委員会内だけでなく、地方自治体の首長部局や地域の多様な活動主体（企業、民間事業者や NPO 等）においても、汎用的に活躍用できし得る仕組みを構築することが、今後の社会教育活動の推進に当たって重要な要素となる。

¹ 本稿における民主主義とは、政治形態のみならず、多様な人々が声を出すことのできる、そしてそれが拾い上げられることで、多様な人々が仲間や社会を信頼でき、そこに希望を見出すことができるような互恵的な共生社会の実現につながる営みという意味も含む。

1 II. 社会教育活動の具体的な推進方策

2 3 1. 地域と学校の連携・協働のさらなる推進方策

4 1-1. 連携・協働が不可欠となる現代の教育課題

5 現代の学校は、「社会に開かれた教育課程」の実現を求められているが、地域との連携が不
6 十分な一部の学校では、地域との目標共有や具体的な活動への結びつけが十分ではないこと
7 から、地域との連携が不十分な実態がある。さらにとはいえ、教職員の長時間労働（働き方
8 改革）や、不登校・いじめの増加、複雑化・多様化する子供たちの課題への対応は、学校単独
9 の努力だけでは限界を迎えており、地域住民の理解と協力による「チームとしての地域に開
10 かれた学校」を実現することが、喫緊の課題となっている実情がある。そこで、地域と学校
11 の連携・協働は、「社会に開かれた教育課程」の実現や学校の課題解決に機能貢献するだけ
12 なく、平時の地域課題の解決に向けた取組を促すとともに、防災や災害時の対応及び災害か
13 らの復興といった地域コミュニティが抱える課題解決につながる意義がある。こうした地域
14 と学校の連携・協働を支えるうえで、地域学校協働推進員として活躍する社会教育人材をは
15 じめとして、学校教育と社会教育の連携の充実が求められに資する極めて大きな機会となる。

16 17 <主な検討の視点>

- 18 ○ 学校教育と社会教育の橋渡しの役割を果たす社会教育人材が、持続可能な地域コミュニテ
19 ィの重要な基盤となり得る。学校教育の観点では、教員が担う業務の適正化の推進のため
20 には、保護者や地域住民、首長部局等の理解、協力、連携が不可欠である。社会教育の観点
21 では、社会教育施設の拡充や更新が縮小されてきており、多様な参加者確保も課題である。
22 クラブ部活動の地域移行や学校施設の地域利用など、学校教育と社会教育の更なる融合の
23 発想がも必要である。(生涯学習分科会)
- 24 ○ 教員の多忙化も背景に、学校を周囲が支えるという考え方が主流になりつつある現状にお
25 いては、学校を核とした地域づくりから、子供たちを中心に置いた社会をつくることを共
26 通目標とすることが適当ではないか。(第7回)
- 27 ○ 保護者のPTA活動参加に伴う業務の負担感という課題に対しては、仕事や育児等と両立
28 しながら、PTAや地域学校協働本部等の社会教育活動に参加することができる環境
29 の整備も必要ではないか。(第9回)
- 30 ○ 限られた者のみがPTA活動に参画するのではなく、様々な分野・組織に属する人々を包
31 含した組織とすることが、PTAが学校教育の質の向上に向けた社会教育活動を実践する組
32 織としてより永続的なものとすることにつながるのでないか。(第9回)
- 33 ○ 学校は、災害発生時に避難所として活用される防災拠点の一つであるため、日常的に学校
34 と地域との良好な関係性を構築しておくことが重要である。今日、防災の視点からCSの
35 導入と活用を図ろうとする自治体が増えていることからも、このような視点を強調するこ
36 とで、CSや地域学校協働活動の重要性が首長はじめ、首長部局への理解促進にもつなが
37 り、社会教育の持つ機能の有用性が再認識されるのではないか。(第14回)

38

39

40

1 1-2. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進

2 コミュニティ・スクール（以下「CS」という。）と地域学校協働活動は、それぞれ異なる目的を持つが、両者の一体的な推進が不可欠である。CSは学校運営への地域住民の参画を通じて、スクールガバナンスを強化し、学校づくりを促進する制度ツールであり、地域学校協働活動は、学校支援にとどまらず、地域住民が主体的に参画し、学校を核とした地域づくりを目的とする活動である。現状、全国的に CSの導入は進んでいるが、両者を一体的に整備している学校は45.5%にとどまっており、両方の導入の加速とCSの取組の形骸化防止が課題である。学校と地域の関係性を、「一方向の支援」（ボランティア）から、共通の目標を持つ「双方向のパートナー」へ移行させることが求められる。また、CSと地域学校協働活動の連携を単発で一過性の関係性に終わらせることなく、相互に継続的に伴走していくことが、どちらかを受け身の立場にするのではなく、対等に一緒につくっていくことを通じて、よりよい取組みが生まれるという「創発性」につながるという視点も不可欠である。

13

14 <主な検討の視点>

- 15 ○ 教育委員会と首長部局の連携が促進されることによって、コミュニティ・スクールにおける対話と地域学校協働活動の連携の相乗効果が表れをを通じて、地域と学校の信頼関係がを構築されしていくことで、教育委員会と首長部局の連携促進や、公民館における学習活動との地域学校協働活動への展開など、されていく。学校と地域の目標の共有などが図られて、住民の当事者意識が高まり、地域の学校教育と社会教育それが充実発展していくのではないか。（第7回）
- 21 ○ 障害者や外国人を対象とする社会教育の取組が少ない現状においては、好事例を積極的に発信し、共生社会の実現が全ての人々にとって今後必要な課題であることが認知されることが必要であり、そのためには、障害者や外国人の児童生徒が共に学び、活動をしあうの手法としてコミュニティ・スクールや地域学校協働活動が有用ではないか。（第8回）
- 25 ○ 外国にルーツのある子供や障害のある子供に係る課題については、学校だけではなく地域や保護者も巻き込みながら課題を共有し、取組を進めることができ必要であり、社会教育人材、地域学校協働活動推進員や地域連携担当教員も「多様性の包摂」性の観点を持つことが必要。（第8回）

29

30

31 1-3. 推進のための社会教育人材の役割強化

32 地域学校協働活動推進員は、学校と地域のつなぎ役、新たな活動の企画立案という重要な役割を担うが、その資質能力の向上が喫緊の課題である。地域学校協働活動推進員に対して社会教育士の称号取得を推進し、社会教育主事とのネットワークを構築することで、活動の質を担保しするとともに、学校への常駐化など積極的委嘱・活用をすることで、CSの意義を実現するとともに、教職員の負担を軽減する実効的な体制整備が求められる。

37 この推進方策の視点としては、住民の参画意欲を高めるため、「学びの楽しさ」を感じられるような事業の企画仕掛けや、従来の保護者層だけでなく、児童生徒のロールモデルとともになる大学生や勤労者等の多様な若年層を担い手として巻き込む工夫が有意義不可欠である。

39

1 <主な検討の視点>

- 2 ○ 教員の多忙化の中、コミュニティ・スクールを活性化し学校と地域が連携するためには、
3 各小中学校に大学の「地域連携室」のようなものを置き、社会教育士が地域とのコーディ
4 ネートを担うと良いのではないか。また、社会教育施設が首長部局所管の場合、社会教育
5 主事や教育委員会との連携が弱くなる傾向が懸念されるため、学校にいる社会教育士との
6 連携を通じて、担当部を超えた密接な関係を創れると良いのではないか。(生涯学習分科会)
7
8 ○ 社会教育主事養成課程の一部の科目を教職課程の中に位置付けることで、社会教育を学ん
9 だ教員が、地域と学校の協働が求められている学校現場において活躍できるという流れを
10 つくることが重要である。これは、社会教育主事講習を実施する大学が減少しているとい
11 う現状を改善する上でも有効なのではないか。(第5回)
12
13 ○ 公民館の職員や社会教育主事が、高校コーディネーターとともに、高校の探究学習に関わ
14 ることは、今後の持続可能な社会の創り手を育成する上で重要である。今後の社会教育に
15 は、より積極的に学校教育に関わることで、地域と学校の協働・共創のハブ(プラットフ
16 ォーム)としての役割を果たしていくことが求められるのではないか。(第5回)
17
18 ○ 学校教育と地域教育をつなぐ人材として位置づけられている地域学校協働活動推進員に
19 は、専門性を求められている一方で、無償あるいは非常に低い賃金で雇用されたり、任用
20 されたりしているという実態がある。こうした人材の今後の活躍や専門性を担保してい
21 るために、身分をどのように保障していくかも必要な視点である。(第14回)

2. 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策

2-1. 社会教育施設に求められる多機能化と居場所づくり

24 公民館や図書館、博物館などの社会教育施設は、従来の学習提供機能に加えて、現代的な
25 社会課題に対応した「人と人をつなぐ場としての機能」など多機能化が求められている。
26 特に近年注目されているのは、「居場所づくりの機能」と「多世代交流の拠点としての機能」
27 である。まず、「居場所づくりの機能」については、不登校の子供を含めた子供の居場所や、
28 若者の交流や活動支援の場として活用することは、社会的な孤立を防ぐ上で有効である。また、「多世代交流の拠点としての機能」を果たす場については、移住者を含む多世代の地域住
29 民が日常的に交流し、地域コミュニティを形成・維持する「開かれた場」としての機能を果
30 たすこととはが期待され、コミュニティの希薄化が進む現代において、より重要性を増してい
31 る。

32
33 その一方で、ある種の楽しさや面白さをきっかけに活動が始まっていくような、気軽に行
34 くことができる居場所や空間も重要であり、今後の社会教育施設の在り方を考えるに当たっ
35 ては、こうした「目的が明確な学びの手前」という視点を持つことも求められる。

36
37 <主な検討の視点>

- 38 ○ 海外では、地域の図書館が外国人住民の学びや居場所になっている例がある。日本語学
39 校は都市部に集中しているため、移民を含めた外国人の学習機会の保障には、地域の身近
40 な社会教育施設を活用できるのではないか。その際、外国人が学習の対象者として位置付

- 1 けるだけではなく、地域社会の一員として主体的に学習活動の運営に参加し、社会参加で
2 きるような支援も必要であるるべき。また、社会教育関係職員の養成の段階から、マイ
3 ノリティの方のニーズを取りあげ、円滑なコミュニケーションの取り方も扱うべき。(生涯
4 学習分科会)
- 5 ○ 現役世代は子育てや仕事が忙しく時間的に余裕がなく、公民館に足が向かない傾向がある。
6 そのため、たとえば、乳幼児を育てる若い保護者と従来は参加を躊躇していた傾向がある
7 小中学生が参加しやすい場とする視点も求められる。に一番力を入れて、こうした従来は
8 社会教育施設や事業に参加が少なかった対象に向けて、の社会教育の柔軟性や面白さを経
9 験してもらい、それぞれの必要に応じて住事や子育てが落ち着いたところで、公民館を利
10 用したりや地域で活躍する柔軟性や包容力も重要であるしてもらいたいと考えている。(生
11 涯学習分科会)
- 12 ○ 地域の公民館において開かれる日本語教室を社会教育主事がコーディネート・ファシリテ
13 ートするなどの事例が増えている中、社会教育主事が外国人や障害者を含め、幅広い視点
14 を持てるよう、社会教育主事講習等の内容に含めることが必要ではないか。(第4回)
- 15 ○ 外国人住民も地域を支える担い手として活躍できる地域づくりのためには、外国人住民と
16 地域をつなぐ存在が必要。加えて、各地域の状況に合わせて地域社会のウェルビーイング
17 をデザインすることも、社会教育に携わる人材には求められるのではないか。(第8回)
- 18 ○ 共生社会の実現のために各自治体等で行われる社会教育の取組は量・質ともに少なく、社
19 会教育関係者は、社会的に排除される傾向にある人々の存在が社会教育の本質的な課題を
20 提起しているという意識を持つ必要があるのではないか。(第8回)
- 21 ○ 社会教育の役割は、障害者や外国人など、困難を抱えやすい人々が意見を表明できる環境
22 を作り出すとともに、その意見を社会教育人材や地域の人々の協力を通じて広く流通させ
23 たり、対話を通じて公的な意思として提示したりすることにより、社会参加とその過程に
24 おける学びを促すことではないか。(第8回)
- 25 ○ 各地域において外国人との共生社会の実現を図る上では、従来は教育において取り上げら
26 れることの少なかった宗教や生活様式などについて相互理解を深める取組が必要であり、
27 社会教育の観点からもアプローチを強化していくことが重要になるのではないか。(第8回)
- 28 ○ 今後の社会教育の推進に当たっては、図書館の活用と図書館司書の活躍が鍵であり、社会
29 教育主事、社会教育士、図書館司書の連携や産学官の連携が非常に重要。(生涯学習分科会)
- 30 ○ 産業振興など社会教育以外の領域においても、公民館はコミュニティの主体の一つとして
31 役割を果たしている地域があるとの認識が、行政分野横断的に共有されるべきではないか。
32 (第9回)
- 33 ○ 社会教育が他分野と連携するに当たって、現行法の厳密過ぎる運用という課題、例えば公
34 民館では経済活動が一切禁止されているとの認識が一部存在するなどのケースがあり、今
35 後、社会教育政策を振興していくうえで改善すべき点の一つとして考えられる。(第9回)
- 36 ○ 公民館は地域の住民が自ら地域づくりに取り組む拠点としての役割を果たしてきたが、今
37 後は教育委員会と首長部局とが緊密に調整しながら、一体的な行政運営の中で、各地域に
38 おける望ましい公民館の在り方について考えることが求められるのではないか。(第9回)
- 39 ○ 公民館、図書館、博物館については、それそれが有する機能をどのように生かして持続可
40 能な地域社会の構築につなげるべきか、という視点とあわせ、施設の在り方を検討するこ

- 1 とが必要ではないか。(第 12 回)
- 2 ○ 人口減少社会においては、社会教育施設を中核として公共施設の複合化を図ることも必要。
- 3 その際、幅広い年齢層の住民が利用できることや、多様な活動に利用できることが重要で
- 4 はないか。(第 12 回)
- 5 ○ 今後の社会教育施設は、従来の社会教育に関する要素だけでなく、社会教育以外の要素の
- 6 接合を図る専門性を持った社会教育人材が関わることや、誰もが無料で利用できる居場所
- 7 として、「学習活動の入口の機能」を担うことが重要になるのではないか。(第 12 回)
- 8 ○ これからの社会教育施設には、デジタル技術を活用して、単身世帯などこれまで社会教育
- 9 施設との接点が少なくなりがちだった年代層との接点を構築したり、地域の外に対して独
- 10 自の価値を発信することで活動資金を獲得したりするなどの新たな取組が期待されるので
- 11 はないか。(第 12 回)
- 12 ○ 社会教育施設が自身の学習活動には関係がないと考える住民に対しても、活動への参画を
- 13 促す仕組みづくりが必要であり、利用者が何を目的に来館しているのか、どのような学び
- 14 を得ているのかなどのエビデンスの収集と合わせて、検討が必要ではないか。(第 12 回)
- 15 ○ 社会教育施設の種類毎の役割の違いに加え、所在地や対象とする範域等によって、各施設
- 16 が担うべき役割は異なるため、それぞれの状況に応じて活性化のための方策を議論するこ
- 17 とが必要ではないか。また、こうした議論にあたっては、現場で生じている課題に対し、
- 18 より高次の解決策を提起する役割として、社会教育人材の参画も重要ではないか。(第 12
- 19 回)
- 20 ○ 図書館や博物館が、学校やその他の施設との連携強化を図るにあたっては、そのための専
- 21 門窓口の設置や、社会教育士の称号を取得した司書や学芸員の配置など、社会教育の専門
- 22 性を有する人員を配置することが有効ではないか。(第 12 回)
- 23 ○ 今後、社会教育施設が外国人を含めた幅広い地域住民に利用され、学びが地域と住民をつ
- 24 なぐためには、例えばショッピングセンターなどの「生活に密接した施設」と複合化し、
- 25 こうした活動内容が可視化されることも有効ではないか。(第 12 回)
- 26 ○ 社会教育を基礎として、地域コミュニティの活性化を図る取組が拡大しており、公民館は
- 27 その拠点としての機能を担うようになっているのではないか。(第 12 回)
- 28 ○ これからの公民館は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の取組を踏まえつつ、
- 29 さらに学校と地域の連携を促進したり、子供の体験活動の機会を提供したりする場所とし
- 30 ての機能を発揮することが求められるのではないか。(第 12 回)
- 31 ○ 近年、公民館施設の所管を首長部局に移管する例がみられるが、その結果の検証や、「公
- 32 民館の設置及び運営に関する基準」の見直しなど、社会情勢の変化を踏まえ、公民館施策
- 33 の在り方を検討することが必要ではないか。(第 12 回)

36 2-2. 所管の違いを超えた学習や活動の質の向上と連携

37 公立社会教育施設に関する事務を首長部局に移管する地方公共団体が増加している。この

38 ような中で、施設の所管が教育委員会である施設の方が、共生社会の実現に向けた生涯学習

39 に関する事業の実施率がやや高い傾向にあるというデータも存在する²。

² 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「令和 4 ~ 6 年度奉仕活動・体験活動の推進・

所管がどこであれ、社会教育主事等の専門性を生かした運営の質の向上を図り、地域の実情や住民ニーズに応じた柔軟な対応を可能とする仕組みづくりが急務である。特に、異なる所管間で情報共有と連携を密にし、地域全体の学びと交流の推進に貢献することが求められる。

＜主な検討の視点＞

- 各自治体の実情に応じにおいて、たとえば、教育委員会所管の公民館と首長部局所管の国際交流協会が連携することで、各地域の外国人が地域住民と交流するような活動が活発化するのではないか。（第3回）
- 障害者や外国人のための社会教育施策を推進するにあたっては、例えば社会福祉協議会や国際交流協会と公民館が合同で事業を行い、そこに外国人住民が当事者として参加するなどの方法によって、地域における意識や、文化、風土を変えることができるのではないか。（第8回）
- 防災訓練や就労支援など、障害者や外国人も対象とする事業を実施する主体をつなぐ役割を社会教育人材が果たすことで、社会教育の意義が様々な場面で実感されるようになるのではないか。（第8回）
- 生活者としての障害者や外国人を巻き込んだ施策を推進するにあたっては、防災活動を基盤に福祉や経済などの活動を加えることや、地域の外から来た者がより地域の資源に気づきやすいという点を踏まえた実践活動を重視することも必要ではないか。（第8回）
- 首長部局側も行政課題解決に向けて、学びを基本に据えた取組をしたいという意識が強まっており、社会教育側は待ちの姿勢ではなく、提案を積極的に投げかけていく方が新しい多様な事業が生まれる。こうした協働の学びの場を社会教育側から、とりわけ社会教育主事の仕事としてアプローチしていくべき。（生涯学習分科会）
- 各省庁がそれぞれの推進するコミュニティ施策においてコーディネーターを重視した結果、地方の現場では各施策分野においてコーディネーターのなり手の奪い合いが生じている状況にある。一人が複数の施策のコーディネーターを併せ持つことができる仕組みをつくることが重要ではないか。（第9回）

3. 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策

3-1. 青少年体験活動の課題と今後取り組むべき方向性

青少年が多様な体験に触れる機会は年々減少しており、各種の調査においても、青少年団体や地域の団体が行う自然体験活動に参加した者の割合は大きく減少している。一方、保護者の多くは、自分が子供だった頃に比べて、遊べる場所や体験活動の機会が少なくなっていると感じているが、放課後や休日に「運動やスポーツ」、「友達と遊ぶ」、「キャンプ・登山などの野外活動をする」など、子供たちに活動的な過ごし方を希望しているとの結果が出ている実態もうかがえる。子供たちの体験活動機会の減少や、それらの機会と場を提供する中心的

1 な役割を果たす公立の青少年教育施設の減少など、青少年教育を取り巻く様々な環境が縮小
2 傾向にある中で、デジタル環境が進化する今だからこそ、改めて「体験活動は人づくりの“原
3 点”」であるとの認識を再確認し、青少年に対してリアルな体験を意図的・計画的・継続的に
4 提供する体制を全国的に備えることが重要である。

- 5
- 6 <主な検討の視点>
- 7 ○ 青少年教育の取組が格差を埋めるものにも広げるものにもなり、学校外でこそ格差が広が
8 るという視点が重要。公の取組が結果として格差を広げないよう留意が必要。(第5回)
- 9 ○ 青少年教育に活用できる様々な施設や資源は各地域に存在しており、社会教育人材がそれ
10 らを連携させる役割を担うことで、地域による「体験格差」の縮小など、さらなる有効活
11 用につながるのではないか。(第13回)
- 12 ○ 全国で事業を展開している国立青少年教育施設は、共働き世帯や貧困世帯など、子供を体
13 験活動に連れていくことが困難な家庭に対して体験活動の機会を提供するなど、その役割
14 はより重要度を増すと考えられることから、さらに積極的な取組が求められるのではないか
15 か。(第13回)
- 16 ○ 青少年教育活動について議論を行うにあたっては、現代における「青少年」の意味や、「青
17 少年教育」「青少年体験活動」とは何か、という観点も同時に踏まえることが必要ではない
18 か。(第13回)
- 19 ○ 自治体における青少年教育活動の推進方策として、首長部局と社会教育主事が連携し、
20 様々な公共施設を子供の居場所として活用することで、子供が地域や町に対して意見を表
21 明できる環境を構築することも方策の一つとして有効ではないか。(第13回)
- 22 ○ 教員の働き方改革や関連費用の高騰などの影響で、学校単独で質の高い自然体験活動を繼
23 続することが困難になりつつあることから、安全性を担保しながら地域と連携して体験活
24 動を実施できるような仕組みの充実や、青少年施設の職員が地域学校協働活動に日常的に
25 参加するなど、学校教育の一環としての体験活動を支える環境の整備が重要ではないか。
26 (第13回)
- 27 ○ 中央教育審議会では、平成25年1月の答申以降、青少年の体験活動を中心とした議論が
28 なされていないことから、その後の社会情勢等の変化も踏まえて青少年教育が未来に向け
29 てどのようにあるべきかについて、いま、あらためて中央教育審議会の場で議論を深める
30 必要があるのではないか。(第13回)

31

32

33 3-2. 青少年体験活動の推進に資する民間活力の活用も含めた青少年教育施設の在り方

34 利用者減少や財政制約等により、青少年教育施設が地域における体験活動の拠点として十
35 分に機能していないことが指摘される中、今後は、単なる「場の提供」にとどまらず、地域や
36 社会と連動しながら体験活動を創出・支援する拠点としての機能が求められる。そのため、
37 NPO、企業、大学、地域団体等との協働・連携を積極的に進め、多様なプログラム開発や人
38 材交流を促進するとともに、民間事業者のノウハウを生かした運営委託や共同事業により、
39 柔軟で創意工夫に富んだ運営が必要となる。特に民間活力の導入に当たっては、営利性が過
40 度に優先されることのないよう、公共性・教育的意義・公平性を明確に位置付けることが必

要である。利用者負担の在り方に配慮し、経済的事情に左右されず参加できる仕組みを確保する一方、学校教育や地域学校協働活動等と連動し、日常的な学びと体験活動をつなぐハブとして機能も維持していく。また

青少年教育施設は、地域課題の解決や世代間交流の場として、青少年だけでなく地域全体に開かれ、生活に密着した施設としての運営も必要である。

また、社会や青少年の変化（デジタル化、多様化）に対し、施設機能や事業内容の更新が追いついていないといった課題も指摘されている。デジタル技術の活用による事前・事後学習支援、活動成果の発信等を進める。防災・環境・多文化共生など、現代的課題に対応した体験活動を展開できる柔軟な施設機能を整備していくことも必要である。

＜主な検討の視点＞

○ 青少年教育施設の老朽化等に伴い、施設運営にPFIを導入する例がみられるが、自治体の直営でなくなった後も、施設運営の理念を明確化し、青少年教育のための重要な施設として位置付けることが重要ではないか。（第13回）

○ 「国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会」でも議論があつた通り、体験活動は子供の未来の可能性を広げる上で非常に重要な役割を担うものであり、青少年教育が未来に向けてどのようにあるべきかについて、さらに議論を深める必要があるのではないか。（第13回）

○ 青少年教育施設は本来、プログラム化され、目的を持った教育活動を提供するためではなく、公民館や図書館等の他の社会教育施設と同様に、非日常的な場面に限定しつつも、自由な学びや余暇を保障することで、民主主義や社会づくりにつながっていく場所であるという視点を再確認することが必要ではないか。（第13回）

○ 青少年教育施設を評価するにあたっては、長期間の事業が大会等の形として実現した当日のみではなく、事業の過程にも目を向け、施設が何を実現させたかを評価することで、施設の必要性を判断することが求められるのではないか。（第13回）

○ これからの青少年教育施設の在り方を考えるにあたっては、施設を維持・存続させるために必要な収益を確保することのみではなく、利用者に提供する価値を適切に評価することも含めて検討することが必要ではないか。（第13回）

○ 青少年教育施設は、予め作成したプログラムのみを提供するのみではなく、利便性、快適性、安全性の観点を踏まえつつも、自発的な活動から学びを得る体験を青少年に提供することが重要な役割ではないか。（第13回）

○ 国立青少年教育施設や、地方の中核になる施設が、様々な地域で青少年教育に関わる者や団体をネットワーク化する役割を担うことで、青少年教育施設の知名度を高め、その利用者を拡大することにもつながるのでないか。（第13回）

○ 近年、青少年教育施設は、必ずしも非認知能力を高めるために非日常的な体験活動をするためだけではなく、居場所やユースワークといった文脈において、広い視野でその役割を捉えることも重要である。（第14回）

○ 令和5年にこども家庭庁が設立されるとともに『こども基本法』が施行された。第3条第3項には、「全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」

が規定されている。そこで、青少年教育施設をはじめ、特に青少年を対象にした社会教育事業を企画し運営する際には、青少年の意見を表明する機会及び社会的活動に参画する機会の保障を念頭において取組みが求められる。

4. 地域コミュニティに関する多様な主体との連携・振興方策

4-1. 首長部局のコミュニティ施策と社会教育の連携

地方のコミュニティ組織は総合的な活動を行っているが、一部に主として「地域コミュニティ」に関わる行政を総合行政として取り組んでいる事例はあるとはいえ、一般的には行政の仕組みが分野ごとに縦割りであるため、コミュニティにおけるその活動は分野ごとに分断される傾向がみられがちである。そこで、地域コミュニティにおける、まちづくり、福祉、防災といった主として首長部局の施策を実効性のあるものとするためには、社会教育の持つ、個別的な課題解決に留まらない、住民自治の基盤となる「信頼の関係性」や「人々の共有意識」を醸成するという優位性~~がは~~、まちづくり、福祉、防災といった首長部局の施策を実効性のあるものとするためのその取組みの「基礎」として位置づけられることが有効でべきである。

総合的なまちづくりの推進を図るうえで、地域コミュニティにおける多様な分野の連携を実効的なものとするためには、首長のリーダーシップのもと、教育委員会と首長部局の垣根を越えた人づくりや活動づくりの仕組みを構築し、社会教育人材の~~を~~横断的な活躍用を推進することが極めて重要となる。

<主な検討の視点>

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動など、既存の仕組みを地域づくりに有効に活用することについても、首長に積極的に発信し連携を強化すべき。(第3回)
- 文部科学行政以外にも社会教育の重要性が理解されるよう、多様な人の学びを他省庁の策定する戦略やビジョンに位置づけることも必要ではないか。(第3回)
- 行政のセクショナリズムを超えることが重要であり、行政の中にノットワーカー³的な役割が求められる。(第3回)
- 現在、各省庁で進められている地域コミュニティ施策においては、民間企業で働く地域住民に~~を~~活躍の機会を提供しその参画を促す用する仕組みの構築や、地域コミュニティへの参画が企業の社会的責任であることの意識付けについて、さらに積極的に推進位置づけしていくべきではないか。(第9回)
- 首長部局が子供に関する施策を実施する際には、福祉・保健や地域コミュニティ分野、地域貢献に意欲のある地元の企業など様々な主体との連携が重要であり、こうした学校外の地域コミュニティでの活動の支援にあたっては社会教育分野がつながりを促しコーディネートするという要素が有効となるのではないか。(第9回)
- 社会教育は人々のつながりや関わりの土壤を耕し、社会基盤を作る役割を担っており、様々な一般行政に先行して取り組むべきではないか。その際、社会教育的な発想や手法を学び、各省庁所管のコーディネーターの役割を担うことができる人材を要所に配置していく

³ ノットワーカー (knot worker) とは、異なる分野・組織・立場の人々を「結び (knot)」、課題解決や価値創出のために関係性を編み直す役割を担う人を指す概念。

- 1 <ことが重要ではないか。(第9回)
- 2 ○ 各省庁が推進する地域コミュニティ施策の対象となる多様な人々は、単にサービスの対象
- 3 者ではなく、むしろ活動の担い手でもあり、これを支援する人材は社会教育人材であると
- 4 言えるのではないか。(第9回)
- 5 ○ 社会教育は収益に結び付きづらく、行政が積極的に取組まざるを得ない分野であるため、
- 6 教育委員会に加えて、首長部局も十分に社会教育の意義を理解して施策を推進するべきで
- 7 はないか。(第10回)

8

9

10 4-2. NPO 等の民間団体との協働

11 地域課題の解決に多様な活動を展開する NPO は、社会教育活動の強力な担い手となり得

12 る。しかし、NPO 自身も、人材不足と担い手の偏在、社会的認知の低さによる収益性の困難

13 さ、地域課題の多様化・複雑化といった共通課題を抱えている。

14 とはいっても、地域課題の多様性を踏まえ、その解決に臨むとき、社会教育行政は、これらの

15 NPO が直面している課題を認識しつつ、その専門性や行政サービスでは十分に行き届いてい

16 ない分野についてもきめ細かい取組みを実践している特性を尊重し、とのこれまで以上に連

17 携を強化し、相互補完の関係を築く必要がある。たとえば特に、NPO が持つ柔軟性や専門性

18 を活かしたコミュニティ・スクールのに低手に向けた研修の企画運営や、子供の意見表明・

19 社会参加の仕組みづくり（こども基本法第3条の具体化）への貢献は、これまで具体的な

20 成果を上げている事例がある。そこで、社会教育人材は、NPO の抱える人材・運営上の課題

21 も含み置きながら解決に向けた個人や関係団体を結び付けるコーディネート機能を発揮する

22 ことで、地域連携教育活動の持続可能性を高めることが期待される。

23

24 <主な検討の視点>

- 25 ○ PTA は全国各地に多くの関係者を有し、地域コミュニティにおける活動や、コミュニテ
- 26 ィ・スクールなどの取組にも密接に関わる存在。学校や地域全体への貢献を通じて、PTA
- 27 が必要とされる雰囲気の醸成とともに事業や運営等の在り方の見直しも必要。(第7回)
- 28 ○ 子供たちとの交流を通じて地域住民も学びを深めることができる構造をつくることが、地
- 29 域と学校の連携を長続きさせる上では重要。そのためにも地域住民が学校を応援し、子供
- 30 たちと関わることが必要となる。(第7回)
- 31 ○ 社会教育を普及させる上では、社会福祉協議会や町内会・自治会等の地域自治活動団体、
- 32 子供会など、子供を含めた地域のコミュニティに根付いている諸組織・団体と連携するこ
- 33 とも考えられるのではないか。(第7回)
- 34 ○ NPO は、異なる主体や地域、世代による活動を越境させるとともに、社会教育の現場に
- 35 おける実践者と伴走者としての役割、さらに人々の活動を鼓舞する役割をも担うことがで
- 36 きる存在であり、相互に連携し、その・貢献度の向上を図ることが必要ではないか。(第10
- 37 回)
- 38 ○ NPO は継続的に人材を確保・育成していくためにも、多様な収入源が求められるが、社
- 39 会的認知度が低いため十分な収益性の確保が困難であることや、「NPO は無報酬のボラン
- 40 ティア団体である」との誤解により専門性が評価されず、財政面での負担も小さくないこ

1 となどの課題に直面している。NPO による社会教育活動は、民主的で持続可能な社会の作
2 り手を育成する土台としての役割を担うという観点からも、行政として NPO の専門性を
3 正当に評価財源・人材などの資源を計画的に調達し、その活動が持続可能なものとなるよ
4 う取組むべきではないか。(第 10 回)

- 5 ○ 社会教育を含む様々な分野が首長部局へ移管されている現状においては、首長部局が社会
6 教育の視点を持ち、NPO も含む様々な団体を包含しながら、コミュニティ政策をはじめ、
7 施策を推進することが必要ではないか。首長部局は、NPO 等の様々な団体との連携・協働
8 を含むコミュニティ政策をはじめとする施策を推進する上で、社会教育を有効な政策手法
9 として位置付けることが必要ではないか。(第 10 回)

- 10 ○ 社会教育行政には、「サポート・バット・ノーコントロール」の原則に基づき、社会教育関
11 係団体は無料で様々な取組を行うことが善であるとの考え方が歴史的に根付いているよう
12 に思われる。現在の社会の変化を踏まえ、社会教育行政と社会教育関係団体の関係のこれ
13 からの在り方について、活動を継続させるためには収益を上げていくことも重要であり、
14 方向性を示すことが必要ではないか。(第 10 回)

- 15 ○ NPO を含む専門性を持った団体への支援は現状十分ではなく、活動の継続性を担保する
16 ことは重要である一方で、収益性を高めることに傾倒するあまり本来の長所が失われるこ
17 とのないよう、本来の目的や自発性と、収益性とのバランスを取っていくことが重要では
18 ないか。(第 10 回)

- 19 ○ NPO を含め、地域において活動する団体のネットワーク化を進めるにあたっては、教育
20 委員会や社会教育主事が中心的な役割を担うと考えられるが、そのためには首長部局の理
21 解も得ながら、社会教育に関する予算や行政職員の充実を図ることが必要ではないか。

- 22 ○ 行政が NPO や、官・民の中間支援組織など、地域において活動する団体や人材の活動内
23 容が広く認知されるよう専門性のある NPO 等とも協働しながら伴走支援を行うことで、
24 人材育成や活動の質の向上、継続性を担保することにつながるのではないか。(第 10 回)

- 25 ○ 行政の NPO に対する支援は事業活動費の助成しか認められていないことが多いが、人件
26 費への助成こそ重要であり、組織運営に関する伴走支援も行われる仕組みがあれば、より
27 各分野の団体の活動と社会教育の取組が発展するのではないか。(第 10 回)

- 28 ○ 社会教育は、NPO 等の団体の活動が、具体的な目的や活動内容にどのような意義がある
29 のかを明らかにすることで、行政が団体に対する理解を深め、事業を委託する際の取組を
30 充実させることなどに貢献できるのではないか。(第 10 回)

- 31 ○ 社会教育が多様な領域と連携を進める上で、社会教育施設は人々にとっての様々な居場所
32 としての機能を果たしなつているという性質を基礎として、学びや様々な分野の活動に発
33 展的につながっていくというイメージを持つことが必要ではないか。(第 10 回)

- 34 ○ 従来現在では、NPO は行政サービスの補完的な役割を担うものとみなされている⁴が、
35 これからは行政と対等なステークホルダーとして、社会を担っていく役割として位置づけ、
36 その支援のための財源の在り方についても議論が行われるべきではないか。(第 10 回)

- 37 ○ 社会教育関係団体は、NPO 制度導入当初から活動しているいわば「老舗の NPO」とも言

⁴ 1980 年代後半～1990 年台に欧米の NPO や関連する制度の調査研究を進められてきた”草創期”から NPO 法人制度ができてしばらくは、行政・企業と対等なセクターとしての成長が期待されていた。

1 える。そこで、今後は、社会のニーズに応じて登場してきていくる新しいNPOとどのように連携を図り、課題解決につなげていくのかについても、改めて前向きに検討確認する
2 3 必要があるのではないか。（第10回）
4
5
6

7 4-3. 企業・高等教育機関（大学等）との連携 8 ① 企業との連携

9 民間企業は現場性の高い知識・技能・技術（DX、金融、環境、ものづくり等）を有し、社会教育行政だけでは提供しにくい実践的・現代的学習内容を提供しうる。また、キャリア教育、リスクリソース、地域人材育成との親和性が高く、多様な担い手による社会教育の持続可能性向上や、民間の発想による運営力の補強（広報、企画、マネジメント）も期待できる。

13 一方、企業側にとっても、社会教育分野への参画は、CSR（企業の社会的責任）を果たす
14 だけでなく、社員の学び直しや地域との信頼関係構築を通じた企業ブランドの向上などのメ
15 リットが考えられる。

16 民間企業が社会教育活動の一翼を担っていく上では、公共性・中立性をどう確保するのか、
17 行政との役割分担と責任の所在をどう明確化するのか、企業の立地業が多い都市部と、相対
18 的に少ない地域との機会の格差などをどのように解消していくのか、といった課題への対応
19 が求められる。

21 <主な検討の視点>

23 ○ 社会教育は企業の立場から見ると手付かず。特に社会教育士は、民間企業で働きながらも
24 称号を得ることができ、社会教育士の数を増やす面からも、民間企業での取得を産業界・
25 企業として推奨することの有効性は高い。（生涯学習分科会）

26 ○ 例えれば防災分野では、「公助・共助・自助」に加えて「民助」という概念が登場したよう
27 に、今後は、民間企業もステークホルダーとして、地域コミュニティに参画していく必要
28 があるのでないか。（第2回）

29 ○ 地元企業が地域学校協働活動など、子供に関わる活動に参画することは、学校教育において地域との交流が深まり、地域の活性化などにつながるほか、企業にとっても企業への認知度・理解度が高まり、将来の人材採用などにおいても利点となる可能性がある。そこでそこから、特に人口減少の進む自治体においては、民間企業が地域学校協働こうした活動に
30 参画するための促進方策について、検討を進めるべきではないか。（第7回）

34 ○ 民間企業の社会教育への参画を促すためには、自治体参画の見える化、認証制度の創設、
35 評価される仕組み（プラットフォームなど）構築などが必要ではないか。（第11回）

36 ○ 民間企業が地域貢献活動に参画することは、企業活動に利点があるのみでなく、従業員が
37 地域住民としての自覚を高め、成長することにもつながるのでないか。（第11回）

38 ○ 地域貢献活動は、支援する側とされる側という考え方陷入がちだが、当事者性を高める
39 ためにも、例えば企業が中学校の探究活動に参画するに当たる際などにおいて、「全員が学
40 習者である」という考え方のもとで取り組む姿勢が重要ではないか。（第11回）

- 1 ○ 企業との連携については有意義であるとはいえる、特定の営利企業と公民館が連携して社会
2 教育活動を行うことについて、『社会教育法』の規定を念頭に現場から懸念が示されること
3 もあるため、国がルールの周知を進めるべきではないか。（第 11 回）
4 ○ 民間企業や大学が持つ専門性は地域コミュニティや NPO が行う課題解決にも大きな価値
5 をもたらすものと考えられる。企業における人材育成や、大学における地域連携を担当す
6 る者が社会教育士の称号を取得することで、社会教育の視点を持って地域と共に学ぶこと
7 が促進されるのではないか。（第 11 回）
8 ○ 民間企業や大学が持つ専門知を、地域のニーズに応じて活用し、住民とともに地域づくり
9 を行う際に、社会教育人材が有するコーディネート能力が有効に機能するのではないか。
10 （第 11 回）
11 ○ 民間企業などが有する外部資源を学校教育に活用する上では、社会教育人材の活躍の機会
12 の整備用や、首長部局の関係部署が社会教育との関係について、学校関係者が理解を深め
13 ることが必要なのではないか。（第 11 回）
14 ○ 民間企業や大学など、社会教育との連携可能性がある主体を集約したプラットフォームが
15 構築されることで、自治体や公民館などが地域の希望に応じた連携先を選択できるよう
16 なり、つながりづくりを促進することが期待できるのではないか。（第 11 回）
17
18

19 ② 高等教育機関（大学等）との連携

20 高等教育機関（大学等）は、教育研究機能と教員・学生という重要な資源を有しており、地
21 域コミュニティを構成する重要な要素の一つとして、地域の核となる活動の強化が求められ
22 ている。こうしたなか、地域での高校・大学における充実した学びの経験が進路・就職先選
23 択に影響を与えていていることが示唆されており、地域での学びの場が魅力的なものとなるよう、
24 社会教育との連携を充実させることが期待されている。

25 また、魅力的な地域での学びの場を具体的に整備するに当たっては、社会教育主事のみな
26 らず、社会教育士や地域学校協働活動推進員など社会教育の専門性を有する者が、地域の産
27 業界を含む地域関係者や、大学をはじめ地域の教育機関と連携し、そのニーズも踏まえながら
28 取組を進めることが重要である。

29
30 <主な検討の視点>

- 31 ○ 2040 年問題として、人口減少の急激化によるいわゆる「消滅可能性自治体」が指摘され
32 ているが、これを回避するのに個人の成長と地域社会の発展を両立する社会教育は有効。
33 一方、行政だけが担うのではなく、産学官連携が必要であり、重要なプレーヤーとして地
34 域の大学を巻き込むことも必要。学生が住民と地域の課題解決に取り組んだり、地域のス
35 ポーツや文化活動のリーダーとして活躍したりすることは、地域社会の発展のほか学生の
36 キャリア形成の刺激としても重要。地域大学を中心に産学官がネットワーク型の社会教育
37 システムを構築し、国として支援をすることも重要。（生涯学習分科会）
38 ○ 大学は、研究活動や学生の実習等の一環として様々な地域に関わることができる主体であ
39 るため、広域の人材活用に貢献できるのではないか。（第 9 回）

- 社会教育主事講習等の実施主体である大学において、外部資金の獲得に結び付きづらいとの考え方から、社会教育に関する講座を廃止するなどの状況が見られるが、社会教育人材は地域にとって必要な人材であり、その養成は地方創生にも資する重要な役割であることを各大学は認識する必要があるのではないか。（第 11 回）
- 近年は、都市と地方の連携を通じた大学による国内留学等の取組が進められているが、こうした機会は若者が地域の課題を「自分事」として捉えるよい機会となることから、今後多くの大学で進められるべきではないか。（第 11 回）
- 大学はその所在する地域と、所属する研究者が各自の研究において活動する地域、という接点があり、その両方を活用するためにも社会教育人材のネットワークが有効ではないか。（第 11 回）
- 大学が地域におけるネットワークを構築する上では、留学生や海外の研究者、海外大学等の参画も促すことで、地域がより多様な価値観に触れ、開かれた社会づくりを進めることにつながるのではないか。（第 11 回）

4-4. PTA・子ども会等の活動の意義と若者世代・勤労世代への広がり

PTA・子ども会等の従来の社会教育団体は、子どもを軸に大人が学び合い・育ち合う場であり、地域社会への参加を「最初に経験する入口」として機能してきた。近年では、急激な社会情勢の変化、少子化、コロナ禍等による急激な社会情勢の変化を大きく受け、これらの団体規模は減少傾向が続いている。しかし、これらの団体が持つ、家庭・学校・地域をつなぐ「中間団体」としての役割や、合意形成を通じた民主的学習の場としての機能であり、世代間交流を自然に生み出す装置としての意義は依然として大きい。←これらは、むしろ、デジタル化や個人化が進む社会において、むしろ価値が高まっていると言える要素である。

今後は、他者から「やらされる活動」ではなく、から「関わりたくなる学び」への転換が鍵であり、「役職前提・全員参加の機会」から、「スポット参加・プロジェクト型参加の機会」へ、また、学校・行政と「共に考える主体」へとアップデートすることが求められていればいい。その際、子供・保護者といった「ライフステージ限定の団体」から「人生に並走する学びのコミュニティ」への転換し、若者・勤労世代が「担い手」ではなく「共創者」になる組織の構造づくりが重要である。

＜主な検討の視点＞

- 子供は自ら企画した取組を実行するなど、様々な体験を通じて周囲の多様な人々から褒められる機会が多くなることで、自己肯定感や様々な意欲が高まると考えられる。少子化等の影響で PTA や子ども会などの社会教育団体は、縮小傾向が続いているが、こうした機会を多く提供していく上で、これらの団体は重要な役割を果たしているのではないか。（第 9 回）
- PTA や子ども会などの団体を「子供を中心に関係者がつながる会」と捉え、参画を希望する大学生や若者のボランティアの協力を得て、保護者と運営業務を分担することで、保護者の負担を軽減し、活動の活性化を図ることができるのでないか。（第 9 回）
- 参加に伴う業務の負担感という課題に対しては、仕事や育児等と両立しながら、PTA や

- 1 地域学校協働本部等の社会教育活動に参加することができるような環境の整備も必要では
2 ないか。(第9回)
- 3 ○限られた者のみが参画するのではなく、様々な分野・組織に属する人々を包含した組織と
4 することが、社会教育活動をより永続的なものとすることにつながるのではないか。(第9
5 回)
- 6 ○子育て中の勤労世代の中には、自分の仕事をやりながら、子育てしながら手いっぱいの
7 ところに抱えきれる自信がなくても、PTA等の活動で何かしたいと考える者も少なくない。
8 今後の団体活動の推進に当たっては、こうした層をどのように取り込み、負担感を抑えて
9 活動に参画してもらうかを検討すべきではないか。(第9回)
- 10 ○PTA・子ども会などの従来団体は、子どもを起点とした民主的学習の場として再定義し、
11 関わり方と学びの価値をアップデートすることで、若者・勤労世代にも開かれた生涯学習
12 のコミュニティへと進化しうるのではないか(第9回)

13

14

15 5. 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策

16 5-1. 共生社会実現に向けた生涯学習の推進状況

17 共生社会の実現に向けた生涯学習に関する事業は、多くの自治体で取り組みが遅れている
18 のが現状である。たとえば、行政計画への項目の位置づけ(盛り込み)という点では、自治体
19 の行政計画に「共生社会の実現に向けた生涯学習」に関する項目を盛り込んでいるのは約
20 45%に留まり、自治体規模が小さくなるにつれてその割合が減少する傾向がみられる。⁵
21 こうしたなか、事業実施の現状としては、「障害者の生涯学習に関する事業」の実施は約
22 14%、「生活者としての外国人等の生涯学習に関する事業」の実施は約1割に留まっている
23 。「孤独・孤立の状況にある者」や「貧困状況にある子供」に関する事業はごくわずかであ
24 り、新たな困難を抱える層への対応が特に遅れている。これらの事業推進における課題とし
25 ては、「職員数が少ない」、「人材育成や意識、情報が整っていない」といった人材不足に関する
26 理由が上位を占めており、活動の担い手そのものが不足している現状が浮き彫りとなっ
27 いる。

28

29 <主な検討の視点>

- 30 ○多様な社会の変化の中で、外国人住民という視点が社会教育の中に入ってきたことは意義
31 深い。外国人の視点の中で、在留資格の制限や文化、習慣の違いなど、分からぬ部分に
32 想像力を働かせ、それを自分事にする中で、この社会を誰にとってもいい暮らし、ウェル
33 ビーイングを実現できるような社会にするのかといふことも今後考えるべき。現在の人口
34 減と少子高齢化に伴う外国人住民の急増や多様性・公正・包摶が求められ社会変化に対し
35 て、外国人住民視点を社会教育に持つことは意義深い。言葉や文化・習慣の異なる人たち
36 が共に学び、外国人の生活課題や在留資格など法規上の制限をジブンゴトとして想像でき
37 る力を育みながら、誰にとっても暮らしやすいウェルビーイング社会の実現を考えていく

⁵ 文部科学省「障害者の生涯学習活動に関する実態調査～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査～」(令和4年度)より

⁶ 同上。

1 ことが求められる。(第1回)

2 ○ 外国人を含めた社会教育について考える際に、まずは日本人に対して、外国の文化や言葉
3 について理解を深めるよう、社会教育の中で働きかけていくことが重要。外国人・日本人
4 住民間のコミュニケーションが重要となるため、「やさしい日本語」や翻訳・通訳ありの活
5 用に注目すべきである。(第2回)

6 ○ 民主的で公正な社会、すなわち共生社会の形成に向けて、社会教育行政・人材が果たし得
7 る役割に、困難を抱える人々が対話の場に参加する機会が保障されていること、またその
8 中で安心して声をあげやすい空間作りの仕掛けをすることなどがあるのではないか。(第3
9 回)

10 ○ 外国人住民との共生実現のため、多くは国際交流協会や民間組織で実施されている地域日
11 本語教室を、公民館など社会教室施設で開催することで外国人住民を地域での学習を含む
12 多様な活動に取り込み共生社会づくりを推進していくのではないか。(第4回)

13 ○ 共生社会の実現のために各自治体等で行われる社会教育の取組は量・質ともに少なく、社
14 会教育関係者は、社会的に排除される傾向にある人々の存在が社会教育の本質的な課題を
15 提起しているという意識を持つ必要があるのではないか。(第8回)

16
17 5-2. 共生社会に向けた社会教育の役割と推進の視点

18 社会教育は、障害者、外国人、困難を抱える家庭、孤立しがちな単身者や高齢者など、多様
19 な住民一人ひとりが活躍できる地域づくりを目指す必要がある。社会教育の「場」を多様な
20 人々に開放し、参加者同士が対話を通じて相互理解を深める機会を増やすことが、共生の精
21 神を涵養する上で最も重要である。その際、外国人の言語や文化・習慣の違いを充分に理解
22 することが必要になる。また、外国人人口比率などの地域特性が、事業展開に影響を与えて
23 いる実態を踏まえ、それぞれの地域の特性に応じたきめ細やかな事業展開を促進することも
24 求められる。

25 また、共生社会の実現に向けた取組を推進するうえで、人材不足が課題となるなか、行政
26 分野の垣根を越え、さまざまな活動の中核的人材とのネットワークを駆使しうる社会教育主
27 事・社会教育士といった専門人材の活躍が期待される。

28 <主な検討の視点>

29 ○ 人口が減少する中、経済成長に向けた労働力の確保の観点から、外国人の活躍に向けた環
30 境整備として、質の高い日本語教育が重要。法的な環境整備は大まかな枠組みができたと
31 ころ、今後の議論を通じて、外国人の日本語教育について深掘りし、更なる環境整備やそ
32 れを通じた地域コミュニティにおける外国人とのつながりが強まることを期待。(総会)

33 ○ 外国人を含むマイノリティの人々が社会に包摂され、地域にどのように溶け込んでいくの
34 かは非常に大事な問題。昨今、子供の貧困、特に子供たちの間に体験格差が広がっており、
35 格差解消に向けた社会教育の取組が行われているが、外国人を含む情報弱者には情報が届
36 きにくく孤立してしまう状況があるため、その観点も含めた社会教育の在り方を考えるべき。
37 (生涯学習分科会)

38 ○ 外国人住民も地域を支える担い手として活躍できる地域づくりのためには、外国人住民と

- 1 地域をつなぐ存在が必要。加えて、各地域の状況に合わせて地域社会のウェルビーイング
2 をデザインすることも、社会教育に携わる人材には求められるのではないか。(第8回)
- 3 ○ 社会教育の役割は、障害者や外国人など、困難を抱えやすい人々が意見を表明できる環境
4 を作り出すとともに、その意見を社会教育人材や地域の人々の協力を通じて広く流通させ
5 たり、対話を通じて公的な意思として提示したりすることにより、社会参加とその過程に
6 おける学びを促すことではないか。(第8回)
- 7 ○ 各地域において外国人との共生社会の実現を図る上では、従来は教育において取り上げら
8 れることの少なかった宗教や生活様式などについて相互理解を深める取組が必要であり、
9 社会教育の観点からもアプローチを強化していくことが重要になるのではないか。(第8回)
- 10 ○ 近年の外国人住民の急激な増加に鑑みると、どうしても外国人のことを「取り出して」考
11 えてしまうことがある。共生社会の実現に向けては、社会の中で外国人の視点を入れて、
12 あるいは外国人とともに考えていくという姿勢も重要ではないか。(第14回)

13
14
15

1 III. 答申に向けて

2 ○ 今後の社会教育活動推進に不可欠な要素

3 審議事項1と、それに続く審議事項2に関するこれまでの議論を通じて、今後の社会教育
4 活動を推進するためには、「人」「場」「ネットワーク」という3つの要素を三位一体で強化し
5 ていくことが必要であることが共有された。

6 まず、「人」の強化については、社会教育主事・社会教育士といった社会教育の専門人材の
7 確保・育成と、その有する専門性を、教育委員会ひいては行政を超えて横断的に活用し得る
8 仕組みを構築することである。

9 その際、社会教育人材の1人ひとりの専門性を高め資質の向上を図る必要があるとともに、
10 地域コミュニティにおける住民である「人」と「人」を結び付け、交流を促す「コーディネー
11 ト」の能力の必要性が特に求められる。

12 次に、「場」の充実については、公民館や図書館等の社会教育施設や青少年教育施設を、学
13 習機会の提供だけでなく、対話が生まれる子供・若者の居場所や多世代交流のための、また、
14 共生社会の実現に資する「プラットフォーム」として再定義・機能強化していくことである。

15 さらに、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動は、学校と社会教育の連携によって
16 充実することが確認されたことから、教育委員会が所管する学校もまた、社会教育の場として
17 機能すると考えられる。

18 さらに、首長部局の所管する多様な施設、地域の大学・専門学校・高等学校等の国公私立
19 を問わず、教育機関の施設、研究所等との連携も重要である。

20 加えて、地域に立地している企業、商店、医療・福祉等の施設もまた、社会教育の場として
21 の実態を持っているし、今後の可能性の高さが伺える。

22 そして、「ネットワーク」の構築については、地域と学校の連携・協働をCSと協働活動の一
23 体的な推進により強化し、さらに首長部局、NPO、企業、大学といった多様な主体との連
24 携を深化させるためのコーディネート機能を社会教育人材が担うことである。

25 加えて、社会教育主事・社会教育士、地域学校協働推進員等が相互にネットワークを作ること
26 によって、相互の資質の向上、事業の連携、新事業の企画・運営等の可能性が広がる。

27 これからの社会教育活動の推進に当たっては、従来公民館活動を中心に共有されてきた「集
28 う、学ぶ、結ぶ」という機能がより重要となる。これらの機能が様々な主体を混ぜ合わせ、新
29 たな価値が「創発」されることにより、地域コミュニティにおける「人づくり・つながりづくり・
30 地域づくり」の好循環を後押しされ、それぞれの地域における産業の振興や福祉の増
31 進といった他の行政分野だけでなく、社会全体の「ウェルビーイング」の向上に貢献するも
32 のである。

33

34 ○ 「審議事項3. 国・地方公共団体における社会教育推進体制等の在り方」への接続

35 特別部会における審議事項2の議論において示された、社会教育活動の推進していく上で
36 の、人材不足の克服、連携の壁の打破、財源確保の必要性といった様々な課題は、各活動主
37 体による個別の工夫だけで解決できるものではなく、今後、国・地方公共団体における社会
38 教育の推進体制の在り方の見直しや制度上の手当ても必要となるものもある。

1 一方、これらの検討に当たっては、単なる制度論に終始するだけではなく、以下の観点に
2 留意することを求める。
3

4 ① 社会教育は、単なる学習機会の提供ではなく、「民主主義」と「住民自治」を成立させる
5 ための社会的基盤であり、ひいては社会全体の「ウェルビーイング（well-being）」の向
6 上に貢献するものでなければならないという観点。

7 ② 対処療法的な改善策ではなく、課題を未然に防ぎながら、社会教育を通じて持続可能な
8 社会の実現を目指すという観点。

9 ③ これから構想される新たな社会教育の推進方策は、現行制度下で関係者により積み上げ
10 られてきた取組の価値を引き継ぐだけでなく、それらを再構築・発展させていくもので
11 あるという観点。

1 【審議事項3について】(再掲)

2

「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」(諮問)

令和6年6月25日(抄)

第三に、国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方についてです。

第一及び第二の検討事項を踏まえ、我が国全体で社会教育を推進するため、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○ 社会教育を総合的に推進するための国の体制の在り方

特に、社会教育人材の養成・資質向上、地方公共団体や関係団体への情報提供・相談対応等、国において求められる役割の観点からの御検討をお願いします。

○ 社会教育を総合的に推進するための地方公共団体の体制の在り方

○ 社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方

3

4

5